平成31年生駒市農業委員会第4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成31年4月10日(水)午後3時00分

会議開催場所 コミュニティセンター 201・202会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり

3番 田中 勇治 4番 染岡 政明

5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉

7番 北村 由子 9番 中本 眞人

10番 中谷 佳津代

農地利用最適化推進委員

上武 猛 中谷 明

北本 光美 髙貝 要明

川端 俊雄 山田 義美

中井 啓二

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

- 1. 農用地利用集積計画書に対する意見聴取について
- 2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

- 1. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 3. 農地の転用事実に関する照会について
- 4. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農地等利用最適化推進施策等に関する意見書に対する回答書
- 農業通信
- 農政なら
- ひとうねからの産地づくり
- 全国農業新聞 (藤原大輔氏記事)
- ○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1番 辻野 委員

2番 西口 委員

3番 田中 委員

議案第1号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。

○補佐 〔議案読み上げ〕

農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農用地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際して農業委員会に意見を求める必要があるため議案としてあがってきたものである。本委員会での決定後、生駒市が同計画を公告することにより利用権設定等にかかる法的効力が発生する。

利用権を設定する農用地の位置について

高山竹林園の西約350mに位置する高山町大北地区内の農地7筆。

申請理由について

使用貸人は今まで野菜や果樹による営農をしてきたが、高齢のため営農を継続してい くことが困難になったため、自営果樹栽培、牧畜の経験がある使用借人に貸すこととな った次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については近隣農家から借りることとなっており、また営農する農地が20アール以上あるので下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行うとともに面談も実施したが、特に問題等はなかった。

以上、本議案については農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当し

ており、使用貸借をすることに問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- ○委員 存続期間の終了日が令和6年1月29日とあるが、月途中である理由は何か。
- ○主幹 申請日が今年の1月29日であり、そこから5年間ということなので終了日がこのようになっている。
- ○委員 果樹園としての5年の使用貸借は短いのではないか。
- ○主幹 順調であれば引き続き契約を更新するものと思われる。
- ○委員 使用借人夫妻との面談で、奥さんは果樹栽培の経験があり、ゆくゆくは観光農園を目指しているとのことであった。ご主人は大学教授で森林学に詳しい方である。地権者と仲良くし、土地を購入し永く営農できるよう勧めている。
- ○委員 この場所は山林化し易い。農道が無いが大丈夫か。
- ○主幹 確かに、手入れしないと山林化してしまう場所である。使用貸人はこの農地を相続で譲り受けたが営農継続が難しくなり農業委員会に借り手がいないか相談に来られ、一方使用借人からは果樹栽培をしたいとの相談を受けていた。この農地であれば果樹栽培に適していると思われた。

農道に関しては農地の隣に使用貸人から土地を購入した人物がおり、使用借人が通行させてもらえるよう配慮をしていただけるとのことである。

- ○議長 今回の永年作物(果樹)の栽培の他に、ハウス栽培など近年の施設型農業を主流としている新規就農者等にとっては使用貸人の突然解約の申し出は脅威である、と聞く。農業委員・推進委員は新規就農者が力をつけるまでの間、不安や問題の解消に取り組み、見守っていただけるようお願いしたい。
- ○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

議案第1号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」を「問題なし」で生 駒市に回答することを宣言。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化 調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたもの。 申請地の位置について

南田原町の南田原交差点の西約500mのところに位置する南田原町地内の農地。 申請理由について

譲渡人は、特定農地貸付制度により本農地を生駒市に使用貸借で貸していた。隣地等で資材置場や駐車場の用地を持っている譲受人が事業拡大を行うこととなったため、特定農地貸付を解消した上で農地転用申請が出てきた次第。立地基準による判断については、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている区域に隣接し、その

規模が10ha未満であることから、第2種農地に該当する。汚水はなく、雨水は既存の水路に放流することになっている。また、隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月4日に、会長をはじめとする農業委員5名と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、本件は申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。 なお、転用面積が300㎡以上であることから奈良県知事に進達する前に、奈良県農業 会議への意見照会を経る必要がある。審議をお願いしたい。

- ○議長 地元農業委員へ補足説明を依頼
- ○委員 事務局の説明通りである。この農地は4名による共有地だが、4名とも高齢で体が不 自由な方もおられ営農が難しい状態であることから譲渡人に売ることとなった。資材置 場として利用することに問題はないと考えられる。審議をお願いしたい。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 〔「なし」の声あり〕
- ○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。なおこの申請は、転用面積が300㎡以上であるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事へ進達を依頼する。

議案第3号 「特定農地貸付けの承認申請について」について、事務局に説明を依頼。

○補佐 〔議案読み上げ〕

本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の 規定に基づき申請されたものであり、生駒市では遊休農地対策の一環にとして、この法 律に基づき、農家の方から生駒市が遊休農地になる恐れのある農地を無償で借り受け、 200㎡から300㎡の面積を一つの単位として非農家の方に無償で貸し出す事業を 行っている。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」は、農地法の特例であり、この法律に基づく手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要だが農業委員会の承認は必要であることから、本申請が出されたもの。

申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の東側、国道163号の北約300mに位置する鹿畑町内の農地。

申請理由について

直近まで使用貸人が耕作してきたが、高齢であることから営農を続けることが難しくなり、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

現地調査について

今月4日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

審議をお願いしたい。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認
- ○委員 地図を確認すると隣にソーラーパネルがあるが、日陰にならないか。
- ○委員 パネルは一段高いところにあり北側に位置しているので日当たりに影響はない。
- ○委員 使用貸人の所有はこの1筆だけか。耕作はしているのか。
- ○補佐 他に2筆の農地があるが、高齢ということもあり今年から耕作されないので、いずれ は特定農地として申請する意向があると聞いている。
- ○議長 このような優良な農地が耕作放棄地にならないよう、地権者に働きかけていかねばならない。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認〔「なし」の声あり〕
- ○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]]

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について 提出されたもので権利の設定や移転のない農地転用。

No.1 の申請地の位置について

近鉄南生駒駅の南西約150mのところに位置する小瀬町の農地。

報告事項

重層長屋1棟の建築を目的として、農地転用の届出がされたもの。

No.2~7の申請地の位置について

近鉄菜畑駅の南東約450mのところに位置する東菜畑2丁目の農地6筆。

報告事項

サービス付高齢者向け住宅の建築及びそれに付随する青空駐車場を目的として、農地 転用の届出がされたもの。 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1~3は農地転用手続を行ったが、地目変更登記を行っていなかった用地。

No.4~7については農地が荒廃し、農地としての復旧が出来なくなった農地。

今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないとの確認した上で、その旨を法務局に回答したもの。

報告第4号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可、事業計画の変更及び転用による工事が完了したことの報告があったもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。 〔「なし」の声あり〕

- ○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。
- ○局長 「農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(回答)」について説明。

平成30年12月19日に市に提出した意見書の回答が、平成31年3月25日にあった。有害鳥獣対策では捕獲許可の条件の緩和、各補助要綱の改正を進め、農業部門の職員体制については、平成30年4月から設置した農林課と農業委員会事務局の連携を強化すべく、相互の情報共有などを実施していく、との内容であった。

- ○係員 「農業通信・20号」の説明を担当委員に依頼。
- ○委員 〔「農業通信(20号・4月15日刊行)」について説明〕

生駒市へ意見書を提出したことをはじめ遊休農地解消に向けた記事、視察・研修の記事等について説明。次回は7月の刊行を目指している。

- ○主幹 「農政なら」「全国農業新聞(藤原大輔氏記事)」の説明。
- ○主幹 「集落座談会」について報告。

南地区が2月16日(土)、北地区が3月4日(月)、中地区は3月18日(月)に 開催された。今年度上半期には農家区ごとで開催したい。また、農家区ごとの総会や会 議等に出席されるときは、農業委員会の活動や集落座談会の開催について調整をしてい ただきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

- ○議長 次回の日程について説明を事務局に依頼。
- ○補佐 次回の日程について

定例会 5月13日(月) 午後2時 401、402会議室

現地調査 5月 8日(水)

前日5月7日(火)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時20分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成31年生駒市農業委員会第4回定 例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号	1番	辻野	俊平
議席番号	2番	西口	まゆり
議席番号	3番	田中	勇治